

生徒指導重点指導項目

- どんな理由があっても、暴力・暴言はいけない。
お互いの人格を尊重しあい、教員の指導にはきちんと従うこと。
暴力をはじめ粗暴な行為、教員の指導に従わないことがあれば厳重に処分します。
- 登校すれば、自分のクラスできちんと授業を受けること。
また、学校内施設、学校周辺、自転車置き場など、関係のないところには立ち入らず、うろつかないこと。さらに、授業が終われば、すみやかに下校し、近隣住民や店舗の迷惑になるような行為はしないこと。
- 校内・外に関わらずゴミはゴミ箱に捨てること。
また、ゴミは「缶・ビン」「ペットボトル」「紙くず」などに分別してゴミ箱に捨てること。
- 20歳未満の者の喫煙は認められない。また20歳以上であっても学校内での喫煙は認められない。学校内、学校周辺において喫煙がみられた際には、厳重に指導します。
- 金銭・物品の貸し借りは、みだりにしないこと。
- 授業や試験では、席を移動してはならない。
教員の指示に従い、他の生徒の迷惑にならないように授業を受けること。
- 授業や試験での携帯電話の使用は認められない。必ず電源を切ること。
試験中に携帯電話を使用するなどの不正行為を行った場合、即刻、試験を中止し、退室すること。以後、当日の受験は認められない。
- 自動車の乗り入れは禁止。
単車（バイク）の乗り入れは事故防止などのために「許可制（登録制）」である。生徒指導係に申請し、必ず許可証を車体に貼ること。
許可のないバイクの乗り入れは禁止。乗り入れた際には厳重に指導します。
単車（バイク）で通学する生徒は、校門前でいったん停止し、必ずエンジンを止め、押して校内に入ること。下校時も同様、指導対象である。
校内では単車（バイク）を運転しないこと。
以上のことが守られない場合は厳重に指導します。
- 部外者を連れてこないこと。
部外者を校内に入れる事は禁止します。発見次第警察へ通報します。
部外者を連れてきた生徒も指導します。